

議案第4号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年9月2日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

1 概要

人事院規則の改正等により、令和7年10月1日から、国家公務員について育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が措置されることから、本町においてもこれに準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等

任命権者は、妊娠又は出産等についての申出があった職員に対し、高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）第25条第1項に規定する措置（育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談等）を講ずるに当たっては、次のことを行わなければならないものとします。（第20条第1項及び第3項）

ア 仕事と育児との両立支援制度等に係る情報の提供

イ 仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置

ウ 子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置

エ ウにより意向を確認した事項への配慮

(2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等

3歳に満たない子を養育する職員に対して、一定の期間内に（1）のアからエまでと同様の措置を行わなければならないものとします。（第20条第2項及び第3項）

なお、当該措置については、この条例の施行の日前においても行うことができるものとします。（附則第2項）

(3) 条ずれ対応及び文言整理を行います。（第3条、第19条、第21条及び第22条）

3 施行日

令和7（2025）年10月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条</p> <p>4</p> <p>(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として町規則で定める者を含む。第8条の2第1項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他町規則で定める者をいう。第15条第1項及び第21条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、町規則で定めるもの</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条</p> <p>4</p> <p>(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として町規則で定める者を含む。第8条の2第1項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他町規則で定める者をいう。第15条第1項及び第20条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、町規則で定めるもの</p>

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質を考慮して、町規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第20条 任命権者は、高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 高根沢町職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項に

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

において「対象職員」という。）に対して、町規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第20条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。